



公告

次のとおり落札者を決定しました。

平成23年8月4日

長野県知事 阿部守一

1 落札に係る物品等の名称及び数量

一般事務用パーソナルコンピュータ636台及び周辺機器一式

2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

(1) 名称 長野県企画部情報統計課情報システム推進室

(2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2

3 落札者を決定した日

平成23年7月19日

4 落札者の名称及び所在地

(1) 名称 NECキャピタルソリューション株式会社長野営業所

(2) 所在地 長野市上千歳町1137番地23

5 落札金額

1台1月当たりの賃借額 1,339円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告を行った日

平成23年6月9日

情報統計課情報システム推進室

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成23年8月4日

長野県知事 阿部守一

1 申請のあった年月日

平成23年7月26日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ながのアートミーティング

3 代表者の氏名

関 孝之

4 主たる事務所の所在地

長野市三輪9丁目13番15-1号

5 定款に記載された目的

この法人は、障害がある人及びその支援者に対して、アート活動に関する事業を行い、障害がある人に自己表現の場を提供するとともに、アート活動を通じた気づきの中でノーマライゼーション社会の実現や地域社会の再生に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成23年8月4日

長野県知事 阿部守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アリオ上田

上田市天神三丁目5-1

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社イトーヨーカ堂

東京都千代田区二番町8-8

3 變更事項

(1) 駐車場の位置

	変更前	変更後	備考
平面駐車場	785台	785台	映画館用駐車場204台を含む。
屋上駐車場	615台	615台	
立体駐車場	-	398台	
届出台数	1,196台	1,594台	

位置は届出書に添付された図面のとおり

(2) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

	変更前	変更後
入口	5	6
出口	6	7
合計	11	13

位置は届出書に添付された図面のとおり

(3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

	変更前	変更後
平面駐車場	午前8時30分～午後10時30分	変更なし
屋上駐車場	午前8時30分～午後10時30分	変更なし
立体駐車場	-	午前8時30分～午後10時30分

位置は届出書に添付された図面のとおり

4 變更年月日

平成24年3月26日

5 届出年月日

平成23年7月25日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県上小地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成23年8月4日から平成23年12月5日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県下伊那地方事務所商工観光課

経営支援課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成23年8月4日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

カインズホーム飯田店

飯田市上殿岡561-1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社カインズ

群馬県高崎市高関町380

3 変更しようとする事項

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

変更前	変更後
午前6時～午後9時	午前6時～午後8時

4 変更する年月日

平成23年8月1日

5 届出年月日

平成23年7月22日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県下伊那地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成23年8月4日から平成23年12月5日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県下伊那地方事務所商工観光課

経営支援課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成23年8月4日

長野県知事 阿部 守一

1 入札に付する事項

(1) 借入をする物品等及び数量

就業支援統合システムに係るパソコン、サーバー及び周辺機器一式

(2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 借入期間

平成24年1月1日から平成28年12月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 借入場所

入札説明書及び仕様書によります。

(5) 入札方法

1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け23管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県商工労働部労働雇用課

電話 026 (235) 7201

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成23年8月23日（火） 午前10時

イ 場所 長野県庁 西庁舎405号会議室

(3) 郵便による入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定め

る期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 契約書作成の要否

必要とします。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

- (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県は、この契約を変更又は解除することができるものとします。
- (2) 詳細は、入札説明書によります。

労働雇用課

公告

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、次のとおり遊漁規則の変更を認可しました。

平成23年8月4日

長野県知事 阿部 守一

1 漁業権者の名称及び住所並びに漁業権の免許番号

漁業権者の名称	漁業権者の住所	漁業権の免許番号
佐久漁業協同組合	佐久市跡部17-1	内共第1号
千曲川漁業協同組合	須坂市大字村山145-1	内共第2号
裾花川水系漁業協同組合	長野市中御所3-14-10	内共第3号
波田漁業協同組合	松本市波田10098	内共第4号
犀川殖産漁業協同組合	長野市信州新町新町34-8	内共第4号
平谷村漁業協同組合	下伊那郡平谷村354	内共第16号

2 変更の内容

(1) 佐久漁業協同組合遊漁規則

「 第4条の表中 「いわな・やまめ・にじます」 を

「 いわな・やまめ 」 に、

「 かじか 5月16日から12月31日まで。ただし、投網については、組合が別に定めた区域期間とする。 」 を

かじか	5月16日から12月31日まで。ただし、投網については、組合が別に定めた区域期間とする。
にじます	10月10日から翌年9月30日まで。ただし、10月10日から翌年2月15日までは佐久市中込佐久大橋橋台下流端から佐久市今井小諸発電所今井取水堰堤までの千曲川本流とする。投網については、組合が別に定めた区域期間とする。

改める。

第5条の表中「島河原発電所堰堤」を「島川原発電所西浦ダム」に改める。

(2) 千曲川漁業協同組合遊漁規則

第4条の表中

いわな・やまめ	2月16日から9月30日まで
にじます	

にじます	周年。ただし、10月1日から翌年の2月15日までは犀川、千曲川本流のみとする。
いわな・やまめ	2月16日から9月30日まで

改める。

別記様式第1号及び別記様式第2号中

「 いわな・やまめ・にじます 2月16日から9月30日まで 」 を

「 にじます 周年。ただし、10月1日から翌年の2月15日までは犀川、千曲川本流のみとする。
いわな・やまめ 2月16日から9月30日まで 」 に改める。

(3) 布花川水系漁業協同組合遊漁規則

第5条の表中

長野市鬼無里大佐出沢の裾花川本流との合流点から上流の滝までの100メートルの間
長野市鬼無里クリワド沢の裾花川本流との合流点から上流の砂防堰堤までの300メートルの間

長野市鬼無里大佐出沢の全域
長野市鬼無里クリワド沢の全域

改める。

(4) 波田漁業協同組合遊漁規則

第7条第1項の表中 「500円
3,000円」 を 「1,000円
4,000円」 に

改め、同条第2項中「できる。」の次に「この場合において、

現場付加金700円を納めるものとする。」を加える。

(5) 犀川殖産漁業協同組合遊漁規則

「
第4条の表中 4月1日から10月31日まで を

「
4月1日から11月30日まで に改める。

(6) 平谷村漁業協同組合遊漁規則

第12条を削る。

3 変更後の遊漁規則の施行日

(1) 平成23年7月29日

園芸畜産課

公告

県営殿城地区土地改良事業計画を定めましたので、次とおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に異議申立てをすることができます。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定より、長野県を被告として、決定があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

平成23年8月4日

長野県知事 阿部 守一

1 縦覧に供する書類

県営殿城地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成23年8月5日から9月1日まで

3 縦覧の場所

上田市役所

農地整備課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成23年8月4日

長野県知事 阿部 守一

1 都市計画の種類及び名称

長野都市計画道路 3・6・9号 北長野通り

2 都市計画を定める土地の区域

長野市大字鶴賀字苗間平、字峯村、字下色黒、大字早苗町、大

字東鶴賀、大字柳町、三輪一丁目、桐原二丁目、中越二丁目、吉田三丁目、吉田一丁目、吉田二丁目の各一部

3 都市計画の案の縦覧場所

長野県建設部都市計画課、長野県長野建設事務所、長野市都市整備部都市計画課

4 縦覧期間

自 平成23年8月4日

至 平成23年8月19日

都市計画課

公告

伊那市上の原土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成23年8月4日

長野県上伊那地方事務所長 市川 武二

理 事

新 任

氏 名 住 所
小嶋 義文 伊那市境1253番地

退 任

氏 名 住 所
中村 伴藏 伊那市境1185番地

監 事

新 任

氏 名 住 所
池上 覚衛 伊那市境1001番地

退 任

氏 名 住 所
小嶋 義文 伊那市境1253番地

農地整備課

公告

千曲市による更級地区の土地改良事業施行協議は、審査した結果適当であると決定しましたので、次のように縦覧に供します。

平成23年8月4日

長野県長野地方事務所長 望月 孝光

1 縦覧に供する書類

- (1) 条例の写し
- (2) 土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成23年8月5日から9月1日まで

3 縦覧の場所

千曲市役所

農地整備課

公告

北佐久郡御代田町による入細久保地区の土地改良事業施行協議は、審査した結果適当であると決定したので、次のように縦覧に供します。

平成23年8月4日

長野県佐久地方事務所長 松本有司

1 縦覧に供する書類

- (1) 条例の写し
- (2) 土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成23年8月5日から9月1日まで

3 縦覧の場所

北佐久郡御代田町役場

農地整備課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成23年8月4日

長野県北安曇地方事務所長 長澤一男

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務
県営住宅大町第2団地外3団地消防用設備等点検業務

(2) 役務の特質

県営住宅団地の消防用設備等の点検

(3) 履行期間

契約日から平成24年3月23日まで

(4) 履行場所

大町市大町5734-2

県営住宅大町第2団地外3団地

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 消防設備士又は消防設備点検資格者を有している者であること

と。

(5) 長野県内に本店を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

大町市大町1058-2

長野県北安曇地方事務所 商工観光建築課

電話番号 0261-23-6524（直通）

4 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成23年8月24日（水）午前10時

イ 場所 長野県大町合同庁舎 201号会議室

(3) 郵送による入札の可否

郵送による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成23年8月17日（水）午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつた者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

住宅課

公告

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する検定を次のとおり行います。

平成23年8月4日

長野県公安委員会

1 検定を行う警備業務の種別並びに検定の実施期日及び場所

種別	実施期日	時間	場所
交通誘導警備業務（1級）	平成23年11月6日（日）	午前8時30分から午後5時まで	塩尻市大字宗賀桔梗ヶ原73番地116 中南信運転免許センター

2 検定の方法

学科試験及び実技試験

3 試験の区分

種別	区分	科目
交通誘導警備業務（1級）	学科試験	警備業務に関する基本的な事項 法令に関すること。 車両等の誘導に関すること。 交通誘導警備業務の管理に関すること。 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
	実技試験	車両等の誘導に関すること。 交通誘導警備業務の管理に関すること。 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(注) 学科試験は実技試験の前に実施され、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行いません。

4 受検資格

長野県内に住所を有する者又は長野県内の営業所に属している警備員で、次のいずれかに該当するもの

(1) 検定を受けようとする警備業務の種別について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者で、当該合格証明書の交付を受けた後、当該警備業務に従事した期間が1年以上あるもの

(2) 長野県公安委員会が(1)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

5 受検定員

種別	定員
交通誘導警備業務（1級）	30人

6 受検の手続

(1) 事前申込み

ア 事前申込みの方法

(7) 検定を受けようとする者は、下記の(2)の検定申請書を提出する前に、長野県警察本部生活安全企画課の受付専用電話（電話番号 026-233-0108）により事前申込みを行い、検定受付番号を取得してください。

(1) 受付専用電話以外での受付は一切行っておりません。

(2) 電話1本につき1人の受付とします。

(3) 定員になり次第、事前申込みの受付期間内であっても受付を締め切ります。

イ 受付期間

平成23年9月7日（水）から9月8日（木）まで（受付時間は午前9時から午後5時まで）とします。

(2) 検定申請書の提出

検定受付番号を取得した者は、住所地（検定を受けようとする者が警備員である場合にあっては、その者が属する営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署に、検定受付番号を申告するとともに、必要な事項を記入した検定申請書に次に掲げる書類を添付して、平成23年10月7日（金）までに提出してください。

ア 長野県内に居住する場合にあっては、住所地を疎明する書面（住民票の写し（外国人にあっては、外国人登録証明書の写し）等）

イ 長野県以外に住所を有する警備員が長野県内の営業所に属している場合にあっては、当該営業所に属することを疎明する書面（営業所所属証明書）

ウ 4の(1)に該当する者にあっては、検定を受けようとする警備業務の種別について2級の検定に係る合格証明書の写し及び当該警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面（警備業務従事証明書）。ただし、警備業者が既に廃業しているなど、前記書面を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であることを誓約する書面及び履歴書

エ 4の(2)に該当する者にあっては、長野県公安委員会が受検資格について認定した書面（1級検定受検資格認定書の写し）

オ 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの（貼付せずに提出）2枚

カ 代理人が検定申請書を提出する場合にあっては、本人からの委任状

(3) 検定手数料

検定手数料（1万4,000円）は、検定申請書の提出時に、長野県収入証紙により納付してください。

7 その他

(1) 検定申請書は、長野県内の警察署（生活安全課又は生活安全・刑事課）で交付するほか、長野県警察本部ホームページ（<http://www.pref.nagano.lg.jp/police/>）からダウンロードすることができます。

(2) この検定について不明な事項は、長野県警察本部生活安全企画課（電話 026-233-0110 内線 3032）に問い合わせてください。

(3) この検定の実施に際して収集する個人情報は、この検定のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成23年8月4日

長野県小諸商業高等学校長 花岡 勉

1 入札に付する事項

(1) 借入をする物品等及び数量

パーソナルコンピュータ42台及び付属機器一式

(2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 借入期間

平成23年10月1日から平成29年9月30日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 借入場所

長野県小諸商業高等学校

(5) 入札方法

1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

小諸市田町3-1-1

長野県小諸商業高等学校

電話 0267(22)0103

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成23年8月25日（木）午前10時

イ 場所 長野県小諸商業高等学校 会議室

(3) 郵送による入札の可否

郵送による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成23年8月15日（月）午後5時

までに上記3の場所に提出してください。この場合において、入札及び開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担により説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつた者を落札者として決定します。

5 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県小諸商業高等学校長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

高校教育課